

## 令和6年度第1回小田原市空家等対策協議会 議事録

- 1 日 時 令和6年5月31日（金）午後1時30分から～午後2時30分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室
- 3 案 件
  - (1) 報告事項
    - ア 特定空家等の現状報告について（小台地内） 非公開
  - (2) 諮問事項
    - ア 議第1号 管理不全空家等及び特定空家等の解除手続について 公開
  - (3) 報告事項
    - イ 本市における主な令和6年度空家等対策事業について 公開
    - ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言） 公開
  - (4) 意見交換
    - ア 管理不全空家等の判断基準について 公開
- 4 出席委員 松下 啓一、小宮 誠司、府川 勝、矢部 眞澄、長谷川 匡、下田 成一
- 5 事務局 佐藤都市部長、秋澤都市部副部長、菅野都市調整担当課長、  
山本都市政策係長、磯崎都市政策課主査、川崎都市政策課主事  
井原建築指導課主査
- 6 傍聴者 0名

## 議事の内容

### (2) 諮問事項

#### ア 議題 1号 管理不全空家等及び特定空家等の解除手続について 公開

都市調整担当課長 議第 1 号「管理不全空家等及び特定空家等の解除手続について」説明させていただく。資料 2-1、2-2 を用意いただき、前方のスクリーンをご覧いただきたい。

はじめに、「背景」である。本市では、空家等の適正管理の促進を図るため、特定空家等の認定を行い、助言・指導をしてきたが、報告事項アで報告させていただいたとおり、令和 6 年 5 月に特定空家等が、本市として初めて除却による抜本的改善に至った。この特定空家等の解除に係る法的な手続きの定めがないことから、特定空家等の解除手続について検討するものである。

なお、管理不全空家等についても特定空家等と同様に対応したいと考えている。

本市の特定空家等の状況であるが、平成 31 年 1 月の特定空家等の認定を皮切りに 8 件の認定を行い、指導してきた。

今までは、建物の補修や、ブロック塀の撤去などによる、一時的な改善にとどまっていたが、小台地内の特定空家等については、今月 17 日に抜本的改善となる除却を確認している。

次に「認定解除通知の送付」である。特定空家等の所有者に対しては、立入調査から始まり、助言・指導、勧告及び命令などの法的措置に際し、配達証明郵便又は内容証明郵便により文書を送付している。

また、現存する特定空家等の件数を公表していく上で、少なくとも除却及び居住等の利活用により抜本的解決に至ったものは、控除していかなければならない。

そこで、除却及び居住等の利活用による抜本的解決に至った管理不全空家等及び特定空家等については、資料 2-2 の「認定解除通知」を所有者等に送付し、事務手続の完了を告知するとともに、現存する件数から控除していきたいと考えている。

なお、今回初めて、除却により抜本的解決に至ったことから、この運用と整合しない特定空家等はない。

参考に、「特定空家等が改善された場合における他市の取扱い」である。特定空家等に対する法に基づく措置を実施したことのある県内他市に聞き取りを実施した。通知等を送付していない自治体が半数以上となっているところだが、本市としては、先ほど説明させていただいたとおり、抜本的解決に至ったものについて、認定解除通知を送付することとしたいと考えている。

以上をもって、議第1号 管理不全空家等及び特定空家等の解除手続についての説明を終了する。

よろしくご審議くださるよう、お願いします。

松 下 会 長 議論すべきなのは、このような通知を出すかどうか、そして通知文についてこのような内容でよいかという点である。

都 市 部 長 本件については法的な位置づけがない。ただ、改善依頼や指導の通知を繰り返し出していたのに、改善された場合には何も通知しないというのは違和感がある。

松 下 会 長 今回のように上手くいった事例を記録として残しておくという面もある。

そのような趣旨で、法律には特に定められているものではないが、認定解除通知を送付した方がいいのではないかと。

府 川 委 員 小台地内の当該空家等についてのみの対応か。

都 市 部 長 今回は小台地内の特定空家等のみである。

松 下 会 長 抜本的改善に至った空家等への対応と認識している。

確かに、繰り返し改善依頼や指導を行っていて、改善されればそれっきりというのは違和感がある。

下 田 委 員 行政側としては、非常に親切な対応であると思うが、解除通知を送

付しなかった場合でも問題は生じないのか。

都市調整担当課長　こちらについては法的な定めがないため、送付しなくても問題はない。

しかしながら、先ほど都市部長からご説明したとおり、今まで指導等の通知を繰り返し送ってきたにもかかわらず、解決してしまえば、何もしないという対応は疑義があるということで議題とさせていただいた。

松 下 会 長　このような対応が大量に出てきてしまい、その事務手続きが大変だということであれば、再度検討するが、現状1件だけである。

長谷川委員　解除通知の送付先は、指導していた方に送るということでよいか。次の買った人たちにしてみれば関係ない。

都 市 部 長　そのとおりである。

長谷川委員　もう1つ教えていただきたい。相模原市が勧告まで行っているが、資料2-1「参考 特定空家等が改善された場合における他市の取扱い」では、相模原市以外の市は指導で対応が止まっているはずである。自分の認識では、指導で止めているのは勧告を行うと、行政代執行まで進めなくてはいけないという認識でいた。しかし、相模原市は勧告を行ってそれ以降の法的措置の手続きを進めていないと思われる。このような対応ができるのであれば、特定空家等及び管理不全空家等へ勧告することで固定資産税の住宅用地特例の適用除外となるはずである。今後、小田原市としてはこのあたりの対応について、どのように行っていくのか。

都市調整担当課長　まず、法的な手続きに則って特定空家等に認定し、助言・指導を行っているが、当然この間に、今回も千葉県まで行ったように、時間をかけながら、改善に向けて空家等の所有者等と様々なやり取りをして

いる。

そのようなやり取りをしていながらもなお、自発的な改善の見込みがない場合には、法的な手続きに則って勧告に進んで行くものであると考えている。

長谷川委員 勧告を行った場合に、行政代執行をしなければならないというような法的な決まりはあるのか。

都市調整担当課長 勧告から行政代執行に進めなければいけないという訳ではない。できる規定となっている。

長谷川委員 できる規定ということは、勧告で止めることもできるということか。

都市部長 おっしゃるとおりである。

松下会長 勧告まで行ってしまうと、次は命令になる。命令となると、「次はどくなるんだ」という話になってしまい、もう戻ることができない。

指導の段階で出来るだけ対応していくことが好ましい。行政代執行までやるとなると予算的にも難しい。

長谷川委員 勧告では、固定資産税の特例を解除するというくらいしか影響はないのか。

都市調整担当課長 そうである。

長谷川委員 承知した。

松下会長 それでは、意見も尽きたようなので、議題1号についてお諮りしたい。議題1号について、原案のとおり支障ないものとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

松 下 会 長     ご異議がないものと認める。

議題 1 号 管理不全空家等及び特定空家等の解除手続について、原案のとおりで支障ないものとする。

### (3) 報告事項

#### イ 本市における主な令和 6 年度空家等対策事業について 公開

都市調整担当課長     それでは、報告事項イ「本市における主な令和 6 年度空家等対策事業について」説明する。資料 3 をご覧いただきたい。

小田原市空家等対策計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 年間であるが、計画の 2 年目である令和 6 年度は、令和 5 年度の施策に加え、令和 6 年 3 月の計画の一部改定で位置付けた施策に積極的に取り組み、更なる対策の強化を図っていく。

はじめに、「令和 5 年度からの継続施策」である。「空き家相談窓口（ワンストップ窓口）制度」、「不動産無料診断制度」、「木造住宅耐震改修費補助（空き家除却）制度」、「住宅ストック活用小委員会における利活用施策の検討」、「庁内における空家等対策会議（普及啓発部会・適正管理部会）の開催」、「周知・啓発」である。

次に「計画の一部改定で位置付けた施策」である。こちらは、令和 6 年度に実施する新規事業となる。

「法改正に対応した施策」の「ア 管理不全空家等に対する法的措置の実施」であるが、法に規定する「管理不全空家等」に該当する空家等の所有者等に対して、適正管理を促していく。

「イ 財産管理制度の活用」であるが、空家等の所有者等が不明・不在である場合に、裁判所に対して財産管理人の選任を請求し、空家等の適正管理や処分を促していく。

「本協議会からの事業提案に対応した施策」の「ア 不動産仲介手数料の一部補助」であるが、空き家の売買に係る仲介手数料の一部を補助する。

「イ 建物状況調査費の一部補助」であるが、空き家の品質を保証するための建物状況調査費の一部を補助する。

「ウ 金融機関等との連携」であるが、住宅金融支援機構と連携し「フラット 35 地域連携型」を活用する。

「エ 相談会のリニューアル」であるが、相談会のテーマや開催場所等を見直すとともに、新たに買い手や事業者を対象として、中古住宅の流通向上のためのセミナーなどを開催する。

「オ 豊かな自然環境にある空家等の情報発信」であるが、空家等の所有者等に対して、空き家バンクへの登録を促し、不動産情報の発信を行う。

以上をもって、報告事項イ 本市における主な令和 6 年度空家等対策事業について説明を終了する。

松 下 会 長 令和 6 年度の事業は、昨年度の小委員会からの事業提案等を踏まえて新たな施策が追加されている。

このことについて、質問等あればお願いします。

長 谷 川 委 員 令和 5 年度からの継続施策の（１）から（５）について、令和 5 年度の件数を教えていただきたい。

都市政策課主査 前回の協議会資料を基に回答させていただく。

取組の実績件数について、(1)空き家相談窓口制度であるが、開設以降 53 件の相談を受け付け、そのうち 8 件については、協定締結団体へ照会を行った。

次に、(2)不動産無料診断制度であるが、令和 5 年中は 26 件の診断を実施し、そのうち 5 件については空き家バンクへの登録申込があり、それ以外に 3 件の登録意向が示された。

長 谷 川 委 員 計 8 件ということか。

都市政策課主査 そうである。26 件の診断を実施し、空き家バンクへの登録の申し込み及びその意向が示されたのが 8 件である。

次に、(3)木造住宅耐震改修費補助制度であるが、令和 5 年度は 6

件の除却費用を補助している。

都市調整担当課長 次に、(4)住宅ストック活用小委員会であるが、4回開催している。

次に、(5)空家等対策会議であるが、普及啓発部会を1回、適正管理部会を1回、各々1回の開催をしている。

矢 部 委 員 計画の一部改定（令和6年3月）で位置付けた施策の(2)本協議会からの事業提案に対応した施策の内、補助に係る施策についてである。「本市空き家バンクに登録する空き家等」といった記載も見受けられるが、対象者や対象物件について、この補助を受けるにあたっての基準はあるのか。

都市調整担当課長 こちらについては、補助事業ということで要綱を策定し、その基準を定めている。

「ア 不動産仲介手数料の一部補助」については、宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会の会員であって小田原市内で事業所を運営されている方が仲介をするという条件がある。

また、「イ 建物状況調査費の一部補助」については、建築士会小田原地方支部又は建築士事務所協会県西支部の会員、これは2市8町の会員になるが、その会員が建物状況調査を実施した場合という条件になっている。その他にも、所有者が法人である場合は該当しないなど、詳細な基準を定めている。

矢 部 委 員 対象物件の詳細な基準はなにか。

都市調整担当課長 対象物の基準であるが、小田原市で管理している空家等対策支援システムに登録された空き家ということになっている。令和3年度に実態調査を行った際の空き家の件数である1,389件を、その後の調査等で加除している。そのシステムに登録された空き家を対象としている。

矢 部 委 員 システムに登録されておらず、直近で空き家になったものは対象に

ならないのか。

都市調整担当課長 基本的に、空き家は1年以上利活用されていないものであるため、それを証明するものがあればシステムに登録し、その上で売買等があれば、それは補助対象になる。

府川委員 そのシステム登録の確認は市に問い合わせればよいのか。

都市調整担当課長 問い合わせをしていただければ、ご回答する。

下田委員 空き家になってしまう原因として、相続人等がどうしたらいいかわからないということがあると思う。社会福祉協議会に所属していると地域包括支援センターが非常に良く機能していると感じる。今まで、どこに相談したらいいかわからないという人が市役所に行くと、言い方は悪いが縦割り行政で、あちこち行かなければならず困ってしまっていた。それが地域包括支援センターに行くと適切な窓口繋いでくれる体制になっている。

また、自治会や近隣住民であれば、その家が、空き家になったかどうかよく把握している。自治会長も仕事が大変であるが、自治会を窓口で情報収集したらよいのではないかと思う。

相談会のリニューアルとして「問題意識のない人の参加につながるよう」と書いてあるが、地域包括支援センターや自治会と連携することで、空き家対策について受け身ではなく、積極的に進めることができるのではないかと思う。

都市調整担当課長 下田委員のおっしゃるとおりである。近隣からの苦情対応だけで空き家対策を行っている、空き家の状態が悪くなってしまっからの対応となるため、空き家の利活用が難しくなる。そのため早期発見、早期指導というような形が好ましいと我々も考えている。そういった中で昨年度から、資料3(6)の最後にもあるように、地域包括支援センターと連携をさせていただき、下田委員がおっしゃるとおり効果があるように感じた。

我々としても、地域包括センター等と連携しながら、積極的にやっていきたいと考えている。また、自治会や民生委員が持っている情報をどのように吸い上げたらよいのか、検討しているところである。

早期発見、早期改善、早期利活用を目指して取り組んでいきたいと考えている。

松 下 会 長 空き家を早期発見し対策を講じていくことについて検討する段階にきた。「あそこの空き家が問題である」と後から言っても、どうしようもない。先手を打つことが大切である。できること、できないことはあるが、少しずつでも進めていければよいと思う。

2(1)「ア 管理不全空家等に対する法的措置の実施」は何件あったか。

都市調整担当課長 これは今年度から実施する施策であるが、令和3年度の実態調査で適切な管理がされていないと判断された空家等について、令和4年度に追跡調査を行い、候補となる空家等が約40件程度あることを確認している。

松 下 会 長 承知した。

## ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について 公開

都市調整担当課長 それでは、報告事項 ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について、説明させていただく。

本件は、前回の協議会において、委員より、木造住宅耐震改修費補助の空き家除却制度における耐震診断のあり方について、質問を頂戴したところだが、国の技術的助言もあったことから、市としての見解を改めて報告させていただくものである。

それでは、資料4をご用意いただき、前方のスクリーンをご覧ください。

はじめに、「背景」である。木造住宅耐震改修費補助制度の対象とな

る住宅は「耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること」が要件とされている。

この「倒壊の危険性」については、令和6年1月30日付けの国土交通省からの技術的助言により、除却等に関する事業については、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を用いた判断でも対象となることが示された。

その技術的助言については、『木造住宅かつ昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の除却については、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、地方公共団体が倒壊の危険性があると判断した場合も、同交付金の交付対象となる。』とされている。

次に「本市の対応」である。先ほどの技術的助言を受け、本年度より、木造住宅耐震改修費補助（空き家除却）制度の際に必要な耐震診断は、所管である建築指導課が、「容易な耐震診断調査票」を用いて実施していくこととした。

このことについては、令和6年5月7日に建築指導課が関係団体に情報提供を行っている。

参考に「木造住宅耐震改修費補助（空き家除却）における耐震診断のフロー」である。従前は原則として建築士に簡易診断を依頼し、申請者、建築士、建築指導課の3者で日程調整を行い、申請者と建築指導課の立ち合いの下、建築士が簡易診断を実施し、その後、建築士から提出された報告書に基づき「倒壊の危険性」について判断していた。

令和6年度以降は、空き家の除却を目的としたものであれば、建築士による簡易診断は実施せず、申請者と建築指導課の2者で日程調整を行い、所有者立ち合いの下、建築指導課の職員による「容易な耐震

診断調査票」を用いた簡易診断を実施し、「倒壊の危険性」について判断することとしている。

以上をもって、報告事項 ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断についての説明を終了する。

長谷川委員 このことについては、こちらに記載されているとおり、建築士事務所協会の支部長宛てに5月7日に郵送していただいている。

「今年度から、簡易診断申し込み時に空き家除却を希望した場合には、市が直接簡易診断を行うので、耐震化促進アドバイザーの派遣はありません。」ということで、私たち建築士は、この除却に対する診断については、耐震診断については関与しないこととなった。

都市部長 前回の協議会で、誰が見てもボロボロな状態なのに、耐震診断をして判断する必要があるのかと府川委員からもご意見があった。

長谷川委員 建築士としては建設的な方向で耐震診断をしているのに、除却の方向で診断するというのは、腑に落ちない部分があったため、こうしていただけると本当に助かる。

#### (4) 意見交換

##### ア 管理不全空家等の判断基準について 公開

都市調整担当課長 それでは、意見交換 ア「管理不全空家等の判断基準について」ご説明させていただく。資料5をご用意いただき、前方のスクリーンをご覧ください。

はじめに、「背景」であるが、本市では、「特定空家等」を判断するため、平成29年12月に「小田原市特定空家等判断基準」を策定し、

運用を図ってきた。

また、令和5年6月には法改正が行われ、「そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態の空家等」を新たに「管理不全空家等」と定義し、指導及び勧告の措置が定められた。

令和6年3月に改定した空家等対策計画では「特定空家等」と同様に、「管理不全空家等」の判断基準を策定し、その基準に基づき判断し、空家等対策協議会に諮問することと位置付けたところである。

次に判断基準策定に向けた現状である。現行の「小田原市特定空家等判断基準」は、神奈川県居住支援協議会空き家問題対策分科会の「特定空家等の判断マニュアル（案）」に基づき策定している。

また、令和6年5月13日に開催された、令和6年度神奈川県居住支援協議会定期総会の事業計画において、「特定空家等の判断マニュアル（案）」について、神奈川県と連携して管理不全空家等の判断基準を追加する改定を行うことが示された。

また、国土交通省の「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」において、「参考となる基準」が示されている。

参考に、「他市の特定空家等判断基準の策定状況等」である。特定空家等の判断基準を策定し、認定実績が有る市は、政令指定都市3市ほか8市の計11市である。特定空家等の判断基準を策定しているものの、認定実績が無い市は、4市である。

神奈川県内で特定空家等の判断基準を策定しているのは、本市を除くと合計14市となる。

この14市について、管理不全空家等判断基準の策定状況を確認したところ、座間市と秦野市の2市は策定済みとのことであり、6市は

時期に差はあるものの年内に策定することだった。これらの市では、県の判断マニュアルを参酌せず、国のガイドラインによる基準や、独自基準で管理不全空家等の判断基準を策定している傾向が強く見られた。なお、残りの6市については策定時期未定とのことだった。

また、事務局では近隣自治体で同じ基準を運用できることが望ましいのではないかと考え、県西地域の近隣市町の状況を確認した。近隣市町の判断基準の策定時期は概ね未定となっており、足並みが揃えられるよう情報共有してまいりたいと考えている。

なお、このことについて5月28日に南足柄市と意見交換を行っており、透明性の確保の観点からも、同一の判断基準で行うことが望ましいとのご意見をいただいている。湯河原町からも判断基準の策定状況について照会があった。

これらを勘案した、本市における管理不全空家等の判断基準における今後の方向性であるが、一つの案は、今年度策定される県の判断マニュアルを待ち、同マニュアルを参酌して、本市としての判断基準を策定するものである。

もう一つの案は、まずは、暫定的に独自の判断基準を策定し、県の判断マニュアルが策定された後に、同マニュアルを参酌して、判断基準を改定するものである。

委員の皆様のご意見をご参考にさせていただいた上で決定してまいりたいと考えている。

以上をもって、意見交換 ア「管理不全空家等の判断基準」についての説明を終了する。

委員の皆様におかれましては闊達な議論をお願いする。

松 下 会 長 判断基準を早急に作らないといけないのか、それとも、それ程、急がなくてもいいのかによって違ってくるが、その点についてどうか。

都市調整担当課長 まず、法的措置というものが及ぼす抑止力というものは確かにあると考えている。しかしながら、その法的措置に至らない空家等についても、管理が適正にされていない空き家に対しては、行政指導として、改善依頼文の送付や電話連絡をこまめに実施し、所有者に改善をさせていただくよう努力している。また、近隣の方々、迷惑を被っている住民の方々とのコミュニケーションを図りながら、その都度、進捗状況についてご報告しながらやっているというような実情がある。

そのため、直ちにやらなければいけないという状況ではないということとは普段の業務の中で感じているところである。

長 谷 川 委 員 まず1つ、今の話を聞いて、急がないということであれば、ある程度案が出てから、取りこぼしのないチェックリストを作っていただけるとありがたい。

南足柄市からの要望で28日に打ち合わせを行ってきた。今の説明のとおり、チェックリストについては、2市8町共通のものでないと、万が一、こちらの市町では認定にならないのに、こちらの市町では認定になるようなリストではまずいという認識を小田原市と共有している、という話を伺ってきた。その中で、気になったのは、管理不全空家等としての調査というのは、法的に明確になっていないと、要は管理不全だけ調査に行くということではできないのではないかと南足柄市の方では認識していた。そうになると、あくまでも特定空家等の調査に行くという建前の下に管理不全に当てはめるような運用なのか、

初めから特定空家等の調査に行つて、これは特定空き家まで行かないから管理不全にするという運用なのか、住み分けが難しいと感じた。

初めから管理不全空家等の認定を目的として調査に行ければそれが一番いいが、それはできないということを南足柄市の担当者から聞いた。そのことについてはいかがか。

都市調整担当課長 長谷川委員おっしゃるとおり、特定空家等の調査については、立入調査権があり、法的に認められている。そのため、敷地や建物に入つても構わない。しかし、管理不全空家等を判断するための立入調査権というのは、空き家法上認められていないことは明確になっている。特定空家等の認定を目的として立入調査を実施して、結果的に管理不在空家等だったということはあるが、管理不全空家等の認定を目的とした立入調査権はないということである。

長谷川委員 管理不全空家等の判断基準を付け加える場合、特定空家等の判断基準ではチェックリストになっているので、そのリストの横に紐付けをするような形で管理不全空家等の判断基準の欄を作らないと、わかりにくくなるのではないか。

とりあえず、実情として特定空家等に認定すべき空家等がある状況だと思つるので、そちらの対応をしながら、管理不全空家等については正式に判断マニュアル(案)が発表された段階でまた一緒にやらせていただければと思つる。

松下会長 それに加え、あまり短期間で基準を変えるのはいかがかと考える。

都 市 部 長 会長のおっしゃるとおりで、市独自で策定しても、数か月後には県が策定した基準が公表される。その数か月で直すというのは、なかなか説明しづらい部分がある。

松 下 会 長 慌てる必要がないのであれば、県と足並みをそろえるのが良いのではないか。

都 市 部 長 また、南足柄市に聞いたところ、南足柄市に所在する空家等の所有者が小田原市民であることが多いという話を伺っている。

近接している自治体で基準が違った場合、トラブルの元になる可能性があるため、足並みをそろえるべきだと意見が合致している。

松 下 会 長 一般的な話であるが、県の基準というのは、県内様々な市町があるため平均値になっている。その平均的なものに、それぞれの地域独特の基準を組み合わせていくことが合理的ではないか。そういう意味では案1が実践的であると思う。

「管理不全空家等の判断基準について」は、案1「今年度策定される県の判断マニュアルを待ち、同マニュアルを参酌して、本市としての判断基準を策定する」という方向性でよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

松 下 会 長 以上で本日の案件は終了となる。

何かご意見、ご質問はあるか。

府 川 委 員 1つだけ確認したいことがある。資料3の2(2)本協議会からの事業提案に対応した施策、「ア 不動産仲介手数料の一部補助」であ

るが、市から空家等所有者へ、このような補助をしているという旨の通知は行っているのか。

都市調整担当課長 空家等所有者へ個別通知は行っていないが、広報おだわら5月号に、補助金に関する記事を掲載している。また、土曜日に発行されたタウンニュースにも建物状況調査、仲介手数料、除却の各補助について掲載し周知させていただいた。

府川委員 不動産業者はこの補助金があることを知っているはずだが、空き家としてシステムに登録されているか否かはわからない。

補助金があることを知っていて不動産屋に来ているのであれば、しっかりと申請をしないとイケない。

都市調整担当課長 5月25日に発行されているタウンニュースで、補助金について具体的に掲載している。補助金の要件などはそちらを参考にさせていただきたい。

府川委員 承知した。

松下会長 それでは、最後に事務局から何かあるか。

都市調整担当課長 次回の令和6年度第2回の空家等対策協議会の予定であるが、日程が定まり次第、事務局よりご連絡差し上げる。  
事務局からは以上である。

松下会長 それでは以上をもって、令和6年度第1回小田原市空家等対策協議会を閉会する。

